

平成15年(再)第23号
民事再生手続開始申立事件

再生計画認可決定確定証明申請書

平成15年12月25日

大阪地方裁判所 第6民事部 御中

再生債務者 南海毛糸紡績株式会社
代表者代表取締役 深井達雄
上記代理人弁護士 小林和弘



御庁頭書事件について、再生債務者は、平成15年11月25日なされた再生計画認可決定は下記期間内に抗告がなく、確定したことを証明されたく申請します。

記

自 平成15年11月25日(決定日)
平成15年12月9日(官報掲載日)
至 平成15年12月24日

平成15年12月25日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判所書記官

四宮尚一郎



上記記載のとおり相違ないことを証明する。